

## 確定申告について

確定申告は個人で事業をしている方、アパートや駐車場を経営している方が必要であることは、みなさんよくご存知のことと思います。それだけでなく、

- (1) 年の途中で退職した
- (2) 勤務先で所得税の年末調整を受けていない
- (3) 年間の給与所得が2千万円以上である
- (4) 2ヶ所以上から給料をもらっている
- (5) 給料のほかに年金や原稿料などの収入がある
- (6) 保険金を受け取った
- (7) 土地、建物を売った
- (8) その他

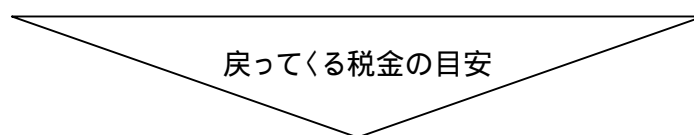
このような場合には、勤務先から交付された「源泉徴収票」の他、各種控除の計算に必要な控除証明書をそろえ、毎年2月16日から3月15日までの間に、所得税確定申告書を提出します。

当事務所では、確定申告のお手伝いをさせていただきます。

## 還付金について

次のような場合、年末調整を済ましたサラリーマンは払いすぎた税金が返ってきますので、是非確定申告いたしましょう

- (1) 高額な医療費がかかったとき(通常10万円を超えるとき)
- (2) 国等、公益法人、特定の政治団体に寄付したとき
- (3) 銀行から借入して自宅を新築(増改築を含む)したとき



- |                |                     |
|----------------|---------------------|
| (1) 医療費控除      | (医療費 10万円)の10%~20%  |
| (2) 寄付金控除      | (特定寄付金 5千円)の10%~20% |
| (3) 住宅借入金等特別控除 | (年末借入金残高)の1%        |

---

確定申告に関してご相談のある方はお気軽にご連絡下さい  
無料相談を毎月第1・第3水曜日に行っています

隅田会計事務所

639-0803

奈良県橿原市上品寺町 346-6

パリエド21ビル5階

かに道楽斜め向かいの青いビル

TEL:0120-45-4470

TEL:0744-24-4470(携帯・PHSからはこちら)

HP:<http://www.sumidakaikei.com>

受付:月~金 9:00~18:00

電話だとすぐに対応できます